

令和 6 年度

第 5 回理事会

議事録

公益財団法人東京都教育支援機構

令和6年度第5回理事会 議事録

- 1 開催日時 令和7年2月28日（金曜日）午後1時30分から午後3時05分まで
- 2 開催方法 公益財団法人東京都教育支援機構 A・B 会議室 及び
ウェブ会議システム Microsoft Teams を用いたオンライン会議
- 3 理事の現在数 12名
- 4 出席理事の数及び氏名 9名 坂東 真理子
赤羽 朋子
秋田 一樹（※1）
小林 洋子（※2）
佐藤 敏数
高島 由紀子
浜田 晋介（※1）
藁田 薫
村上 徹也（※1）
- 5 出席監事の数及び氏名 2名 大竹 栄（※3）
矢野 克典
（※1）はウェブ会議システムによるオンライン参加
（※2）はウェブ会議システムによるオンライン参加。第4号議案説明時に退席
（※3）はウェブ会議システムによるオンライン参加。第1号議案説明時から参加
- 6 その他の出席者の数及び氏名 1名 津村 政男（顧問弁護士）
- 7 欠席理事の数及び氏名 3名 小池 巳世
小林 治彦
佐藤 宏之
- 8 議長 坂東 真理子
- 9 決議事項「第6号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件」に特別の利害関係を有する理事の数及び氏名 1名 坂東 真理子

1 0 議事録署名人

坂東 眞理子

大竹 栄

矢野 克典

1 1 決議事項

第 1 号議案 令和 7 年度事業計画書の承認の件

第 2 号議案 令和 7 年度収支予算書の承認の件

第 3 号議案 令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込みの承認の件

第 4 号議案 処務規程の改正に関する件

第 5 号議案 リスクマネジメント規程の制定に関する件

第 6 号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件

第 7 号議案 評議員会の招集の件

1 2 報告事項

報告第 1 号 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

1 3 議事の経過及び結果

(1) 開会

冒頭、議事に入るまでの間、総務部長が進行を務め、ウェブ会議システムの出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時、的確な意見表明がお互いにできる状況、環境であることを確認した。

続いて、総務部長が、決議に必要な定足数について理事の過半数が出席していることを報告し、理事会が有効に成立していることを確認し、定款第 4 0 条に基づき理事長が議長に就き、議事進行を開始した。

(2) 議事録署名人の選出

議長より、定款第 4 4 条第 2 項に基づき、理事長と監事が議事録署名人を務めることを確認し、議事を開始した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果等

ア 第 1 号議案 令和 7 年度事業計画書の承認の件

イ 第 2 号議案 令和 7 年度収支予算書の承認の件

ウ 第 3 号議案 令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込みの承認の件

(ア) 議案説明

第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案は関連性があることから、議長は事務局に対し、一括して説明するよう求めた。

最初に、調整課長から令和7年度事業計画書の概要について説明を行い、その後、所管課長から各事業の詳細について説明を行った。続いて、財務課長から令和7年度収支予算書並びに令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて説明を行った。

(イ)質 疑

事務局による説明の後、議長から質疑・意見を促したところ、理事等から主に以下の発言があった。

(理事等)

TEPRO Supporter Bank の登録者数は非常に増えているが、事業開始当初の理事会でも、無償ボランティアの方々にインセンティブを与えることができるとよいという意見があった。今回、事業開始当初から活動されている100名を超えるサポーターの方々に対して、理事長から感謝状を贈呈する取組を行ったことは、サポーターの方々の意識を高めることにつながったものと考えます。

子供たちが質の高い大人にいかに出会えるかが、子供たちの夢につながっていくと感じている。TEPRO Supporter Bank 事業の研修内容は大変充実しているため、様々な年代のサポーターが活動している中、世代間の価値観や考え方の違いもなく、子供たちと接することができると思う。研修の取組についてであるが、研修後の振り返りの仕組みや、先輩サポーターとの交流の機会はあるのか。機会がないのであれば、サポーター同士の仲間意識を高め、取組を持続可能なものとするために、今後検討してほしい。

(理事長)

サポーターとして活動をしてくださった方々に、少しでも感謝の気持ちを表したいという思いから、今回、感謝状贈呈の会を開催した。サポーターのお話を伺うと、子供たちへの愛情をもって活動されており、また、それぞれが得意な分野で力を発揮していただくことで、学校全体を応援することができていると感じた。

(事務局)

人材バンクでは、登録前に「学校の求める人材像」といった内容の研修を実施しており、登録後においても、質の向上を図るためにいくつかの研修を実施している。サポーター同士の横の連携という観点では、サポーター活動の好事例について情報発信している。令和7年度は、集合方式の研修を実施し、その場でサポーター同士の情報交換を行う取組などを検討していく。

(理事等)

感謝状の贈呈を通して活動された方々をリスペクトするということは、大きなやりがいにもつながり、大変よい取組だったと思う。

給与総額が増加しているのは、職員数の増加によるところが大きいと考えるが、個々の職員の給与の増加は考慮しているのか。諸物価が非常に上がっており、企業の給与は、大きく向上しているので、TEPRO 職員の給与も社会の動きに比例して向上させるべき

と考える。

また、施設維持管理事業について、機構全体の予算の半分以上を超える事業であり、発注件数は1.2倍弱、予算規模は1.33倍という成長をみせている。外注や請負契約で委託することがあると考えるが、公共入札の形式で行うものなのか、それとも1社入札など、安かろう悪かろうにならないため、知見を積んでいただく意味で、随意契約が可能なのか教えてほしい。

(事務局)

人件費については、基本的に東京都職員の人件費の増加に応じて、機構職員の給料表の改定を適宜実施している。

また、入札については、東京都の入札の仕組みに準じている。自由に参加できる一般競争入札ではなく、金額や業種等により、東京都の資格者名簿の格付けの中から、一定の希望を取った上で、金額に応じて業者を指名して入札を行う仕組みとしており、安かろう悪かろうということにはならないと考えている。

(理事等)

入札に関して、実態を見た上での指名入札ということで、価格の叩き合いを勝ち残った、安いけれども品質の悪いところが自動的に落札する仕組みではないと理解した。

給与については、東京都に準ずるものであり、独立してTEPRO職員のみ待遇をよくすることは厳しいということも理解したが、例えば、職場の什器を新しくしたり、加湿器を置いたりするなど、職員が働く職場環境をより改善できるとよい。

(理事長)

給与だけでなく、人的・心理的な職場環境に様々に配慮していきたい。働き方として、時差勤務など弾力的な対応も実施しており、機構の取組は、比較的進んでいるのではないかと考えている。

(理事等)

産休・育業代替教員等確保支援事業で、今年度、きめ細かで、かつ、迅速に対応していただき、学校長として本当にありがたいと思っている。

(理事長)

事業開始から様々な経験を重ねることで、よりニーズに対応した動きができるようになったのではないかと考える。

(事務局)

産休・育業代替教員等確保支援事業については、学校からの依頼が前年度より相当数増えており、相対的に候補者の紹介に至る案件の割合も下がっている。また、紹介できる候補者の数も逼迫が続いていることも含め、まだまだ厳しい状況が続いている認識だが、今後も学校のお役に立つよう努力していく。

(理事等)

TEPRO学校法律相談デスク事業では、令和7年度から区市町村立学校に対象を広げるということであるが、学校の先生たちを見ていると、法的課題に慣れていない方もお

り、法律相談の入口で不安を感じることもあると思われる。事業 PR をしていく際、学校を支援する団体が実施している法律相談の事業であるということを強調して伝えると、先生たちは安心すると思う。

(理事長)

初めて法律相談するときは迷いがあるかと思うので、我々は、学校の先生方を支援するために法律的な助言をさせていただくということが伝わるように努めていく。

(事務局)

来年度は、一部の区市町村で学校法律相談デスク事業を開始する。事前に校長会、副校長会で、弁護士による研修を実施し、中立的な立場で対応するところであるが、どのような相談ができるか、その具体的な内容を含めて、丁寧に伝えていく。

(理事等)

新規事業である働き方改革推進事業への期待であるが、学校の働き方改革は、機構の尽力もあり、着実に進んできている。一方で、教員の時間外勤務は大幅には減っていない。教員の時間外勤務を減らすためには、大きく2つのポイントがあると考え。1つは、学校や教員でなくともできる業務を外に出していくことと、もう1つは、教育委員会だけではなく、先生方が何を変えることができるのか自律的に考え、それぞれの現場で取り組むことであり、これらが、今後、更に成果を上げるために必要と考える。

来年度、新規で取り組む学校業務の外注化や学校の業務改革支援は、とても重要な事業になると考えており、今後、この事業を推進していく中で、機構が、学校の個別具体的な改革を直接提案し、伴走的に支援し続けるということにつながっていただければと期待している。

(理事長)

教員の方々の中には、全部引き受けるべきであるという価値観を持っている方もいると考える。業務を切り分けることは試行的な形になるが、どこまでの業務が教員でなければできないのか、教員以外の方たちがトライした方が良いのか、あるいは、専門性の高い人にやっていただいた方が効率的になることもあるため、色々検討していきたい。

(ウ) 議 決

議長が質疑・意見を促したが、特に他の質疑・意見はなかったことから、第1号議案、第2号議案及び第3号議案について、それぞれ個別に決議を求めた。この結果、異議はなく、第1号議案、第2号議案及び第3号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

エ 第4号議案 処務規程の改正に関する件

(ア) 議案説明

議長は事務局に対し、第4号議案について説明するよう求めた。総務課長から処務規程

改正について説明を行った。

(イ)質 疑

事務局による説明の後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

(ウ)議 決

議長が第4号議案について決議を求めたところ、異議はなく、第4号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

オ 第5号議案 リスクマネジメント規程の制定に関する件

(ア)議案説明

議長は事務局に対し、第5号議案について説明するよう求めた。総務課長からリスクマネジメント規程の制定について説明を行った。

(イ)質 疑

第1号議案から第3号議案までの質疑の際に、理事から第5号議案に関して以下の発言があった。

(理事等)

途中で離席する予定であるため、後ほど第5号議案の審議の際、事業自体が大きく成長し続けているが、リスク量が増加しているものはどういう点なのか説明していただけるとありがたい。

事務局による説明後、事務局から以下の発言があった。

(事務局)

情報セキュリティが想定される。職員によるメール誤送信の事例も発生しているため、情報漏えいの観点からもリスクの一つとして捉え、職員が増加する中であっても、情報セキュリティに関する理解や意識を高める取組を行っていきたい。

(ウ)議 決

議長が質疑・意見を促したが、特に他の質疑・意見はなかったことから、第5号議案について決議を求めたところ、異議はなく、第5号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

カ 第6号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件

議長は、第6号議案について、理事長が特別利害関係人に該当するため、その決議については、定款第41条に基づき、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこと、また、第6号議案の審議の間、理事長は席を外し、その間の議長は理事会規程第6条第2項に基づき理事の互選によって定め、議事進行を行うことを説明した。

その後理事長は退室し、総務部長より、第6号議案の審議の間、議長が欠けることとなったため、その間の議事進行を行う議長が選任されるまでの間、総務部長が進行役を務めることを説明した。

続いて、決議に必要な定足数について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席していることを報告し、引き続き理事会は有効に成立していることを確認した。

最後に、総務部長が、理事会規程第6条第2項に基づき議長の互選を求めたところ、佐藤理事より赤羽常務理事が推薦され異議がなかったため、赤羽常務理事が議長に就き、議事進行を再開した。

(ア)議案説明

議長は事務局に対し、第6号議案について説明するよう求めた。総務課長から役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案について説明を行った。

(イ)質 疑

事務局による説明の後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

(ウ)議 決

議長が第6号議案について決議を求めたところ、異議はなく、第6号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

議長は、第7号議案以降の議長は理事長が務めることを説明した。理事長の入室後、理事長が議長に就き、議事進行を再開した。

キ 第7号議案 評議員会の招集の件

(ア)議案説明

議長は事務局に対し、第7号議案について説明するよう求めた。総務課長から第5回評議員会の招集について説明を行った。

(イ)質 疑

事務局による説明の後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

(ウ)議 決

議長が第7号議案について決議を求めたところ、異議はなく、第7号議案は出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

(4) 報告事項

ア 報告第1号 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

定款の定めに基づき、理事長及び常務理事が職務執行状況報告を行った。

本件について、議長が質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなく、報告は了承

された。

(5) その他

議長は事務局に対し、その他について説明を求め、総務課長から、令和7年4月1日付けの東京都の人事異動等に伴う役員変更があった場合は、4月以降書面決議により選任手続を行う予定である旨の報告を行った。

事務局による説明の終了後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

14 閉会

以上をもって議事が終了したため、議長が閉会を宣言し、令和6年度第5回理事会を終了した。

以上のとおり、理事会の決議事項等を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び監事がこれに記名押印する。

令和7年2月28日

議 長 坂東 真理子

監 事 大竹 栄

監 事 矢野 克典